令和４年４月１日から成年年齢が変わります

20歳　→　18歳

できるようになること！

・男女ともに結婚可能年齢が
　18歳になります
・携帯電話の契約
・ローンを組むことができる
・クレジットカードが作れる　　等

かわらないこと！

・飲酒はできません
・喫煙はできません
・公営競技（競馬、競輪等）の投票券は
　買えません　等

注意!!

悪質業者に気をつけて！！！！！

自分の意思のみで契約ができるようになったみなさんを悪質業者が狙っています。消費者被害に遭わないよう、お金を借りる時やローンを組む時、契約書にサインをする時は周りの人に相談しましょう。

こんな話に注意！！
・もうけ話　・美容関連
・金銭関係　・出会い系トラブル　等

政府広報オンライン
成年ヒヤリエピソード

困った時は・・・

4月の相談日は7日㈭だよ！

被害にあった時、困った時はすぐに相談しましょう！

●電話相談
☎188（消費者ホットライン）

・平日　午前９時から午後５時まで
　茨城消費生活センターへつながります

・土日祝日　午前10時から午後４時まで
　国民生活センターへつながります

●消費生活相談窓口
開催日　毎月第１木曜日
※４月から開催日が変更になります
受付時間　【午前の部】午前９時～正午
　　【午後の部】午後１時～午後４時30分
場　所　福祉センター「ひばりの里」相談室
費　用　無料
秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

○お問い合わせ　生活安全課　くらし環境G　☎(84)3618